

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成19年9月28日
【提出日】	平成19年10月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

**第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社ユー・エス・エス
証券コード	4732
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者）／1】****(1)【提出者の概要】****①【提出者（大量保有者）】**

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー
代表者役職	副社長、アシスタントセクレタリー
事業内容	投資顧問業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

**(2)【保有目的】**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。
---

**(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】**

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,255,250
新株予約権証券（株）	A	—	H 0
新株予約権付社債券（株）	B	—	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合計（株・口）	O	P	Q 1,255,250
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		—
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		1,255,250
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成19年6月27日現在）	V	32,611,002
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		3.85%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		2.63%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			495,900
新株予約権証券（株）	A	—	H 0
新株予約権付社債券（株）	B	—	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合計（株・口）	O	P	Q 495,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		—
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		495,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成19年6月27日現在）	V	32,611,002
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		1.52%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		1.22%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート5
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	サラ・マッキントッシュ
代表者役職	法律・財務担当重役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西 田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。
---

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			666,470
新株予約権証券（株）	A	—	H 0
新株予約権付社債券（株）	B	—	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合計（株・口）	O	P	Q 666,470
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		—
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		666,470
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成19年6月27日現在）	V	32,611,002
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		2.04%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		1.71%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【共同保有者の概要】

該当なし

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

該当なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー  
(Templeton Investment Counsel, LLC)
- (2) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド  
(Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)
- (3) フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(Franklin Templeton Investment Management Limited)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			2,417,620
新株予約権証券 (株)	A	—	H 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合計 (株・口)	O	P	Q 2,417,620
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		—
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,417,620
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		—

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年6月27日現在)	V	32,611,002
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)		7.41%
直前の報告書に記載された		5.56%



株券等保有割合 (%)	
-------------	--

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有 割合 (%)
テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	1,255,250	3.85
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ (アジア) リ ミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)	495,900	1.52
フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・ リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)	666,470	2.04
合 計	2,417,620	7.41